

放課後児童クラブ利用者負担金についてのお知らせ

放課後児童クラブの設置及び運営において、安全で安心して利用をいただける様、適切に事業が実施できる支援員の配置や施設の管理を行うことを目的とし、令和6年度から放課後児童クラブの開設時間と利用者負担金を改正しております。

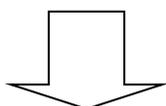
利用者負担金について、令和6年度は基本負担金を経過措置として1,000円/月の減免を適用していましたが、令和7年度からは下記表のとおりとさせていただきます。その他、延長利用や土曜日利用、長期休業日等の加算負担金については変更ありません。詳しくは、「募集要項」をご覧ください。

今後とも放課後児童健全育成事業の充実へ向けた取組みにつきまして、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

◎基本負担金

(令和6年度) ※経過措置として1,000円/月減免適用

負担金種別	1人目負担金額	2人目以降負担金額
小学1年生～小学3年生	5,500円/月	4,000円/月
小学4年生～小学6年生	6,500円/月	5,000円/月
※生活保護世帯	全額免除	
※準要保護世帯	4,000円/月減額	



(令和7年度から)

負担金種別	1人目負担金額	2人目以降負担金額
小学1年生～小学3年生	6,500円/月	5,000円/月
小学4年生～小学6年生	7,500円/月	6,000円/月
※生活保護世帯	全額免除	
※準要保護世帯	4,000円/月減額	

※免除・減額に該当する場合は、「基本負担金減免申請書」をご提出ください。

☆問い合わせ先☆

市子ども福祉課 : 31-0243

美都地域総務課 : 52-2312